

令和 4 年 9 月 1 日  
核燃料サイクル工学研究所  
プルトニウム燃料技術開発センター

令和 4 年 8 月 2 2 日付け（令 0 4 原機（サ保） 0 7 2）核燃料物質使用変更届に係る補足説明

○変更届出の時期（経緯）について

- ・プルトニウム燃料第三開発室において残存核燃料物質封入棒集合体の受入を実施するための、核燃料物質使用変更許可を令和 3 年 5 月 7 日（原規規発第 2105073 号）に取得した。当該許可の内容には、受入作業に使用する搬送設備の一部である「集合体ホルダ固定架台」を新設することが含まれている。
- ・許可を受け、「集合体ホルダ固定架台」の設置工事を令和 4 年 1 月～2 月に実施した。当該設備の事業者独立検査組織による使用前検査を令和 4 年 5 月 2 3 日に実施し、同日に合格した。原子力規制庁検査班による使用前確認が令和 4 年 5 月 2 4 日に実施され、令和 4 年 6 月 2 日に確認証が交付された。
- ・核燃料物質使用変更許可（令和 3 年 5 月 7 日）を反映した、核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を令和 4 年 5 月 1 6 日に実施し、令和 4 年 7 月 1 9 日に認可（原規規発第 2207194 号）された。施行に必要な内部手続を経て、令和 4 年 8 月 8 日に施行した。
- ・「集合体ホルダ固定架台」を使用するための条件（即ち、実際にプルトニウム燃料第三開発室において残存核燃料物質封入棒集合体の受入作業が可能となる条件）である、使用前確認証の交付と保安規定の施行が揃ったため、令和 4 年 8 月 8 日付けで年間予定使用量を変更した。
- ・上記手続を踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 5 5 条第 2 項の規定に基づき、変更の日から 3 0 日以内の令和 4 年 8 月 2 2 日に核燃料物質の使用の許可に係る変更の届出を行った。

○線量評価等について

- ・プルトニウム燃料第三開発室において残存核燃料物質封入棒集合体の受入を実施するための核燃料物質使用変更許可（令和 3 年 5 月 7 日）に係る審査において、当該変更内容における放射線業務従事者の被ばく線量、管理区域境界に係る線量、周辺監視区域境界に係る線量については、貯蔵施設の最大収納量を線源として評価したものであり、それらの値が核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示に定める線量限度を下回り、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 3 条の規定に適

合すると判断されている。従って、貯蔵施設の最大収納量の内数である年間予定使用量に変更があっても変動はない。

- ・今回の変更届出に係る内容については、既許可の範囲内であり問題ない。

以 上